

あゆ王国高知ロゴマークの 使用マニュアル



あゆ王国高知

AYU KINGDOM, KOCHI

- ・あゆ王国高知ロゴマークは、あゆ王国高知振興ビジョン及び高知県産天然あゆの認知度向上、県産天然あゆを活用した観光や地域振興等を目的に使用することができます。
- ・あゆ王国高知ロゴマーク使用規程及び本マニュアルをよく読んで使用してください。

令和6年2月26日作成 (Ver1.0)

高知県水産業振興課



1. ロゴマークのデザイン等

○ロゴマークのデザイン一覧

下図いずれか（ロゴ+文字デザイン）のセットで使用してください

①縦型



②横型



○色見本

色見本は下記のとおりで、白黒での使用も可とします



●	C 75% M 25% Y 100% K 0%
	R 65% G 142% B 51%
●	C 5% M 35% Y 100% K 0%
	R 237% G 181% B 0%
●	C 75% M 25% Y 20% K 0%
	R 51% G 145% B 186%
●	C 0% M 0% Y 0% K 100%
	R 0% G 0% B 0%



●	C0 M0 Y0 K30
	R178 G178 B178
●	C0 M0 Y0 K52
	R121 G121 B121
●	C0 M0 Y0 K100
	R0 G0 B0

○使用できない事例

①縦・横比率の変更（全部及び一部）



②指定色以外の使用（白黒除く）



③一部使用



④文字・イラストを重ねて使用





2.申請手続きについて

- ・ロゴマークの使用については、原則、使用許諾申請書が必要となります。
- ・申請内容によっては、使用を許諾できない場合があります。
- ・商業目的の使用も可能です。
- ・使用料は無料です。
- ・非営利目的の利用であって、以下のいずれかに該当する場合は、使用許諾申請をしないでロゴを使用することができます。
 - ①県又は県に関係する団体が、第1条に規定する目的の一環で使用する場合。
 - ②国又は地方公共団体が、第1条に規定する目的の一環で使用する場合。
 - ③学校教育法第一条に規定する学校が、教育目的に使用する場合。
 - ④報道機関が新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用する場合。
 - ⑤漁業協同組合等が、第1条に規定する目的の一環で使用する場合。
 - ⑥著作権法で認められている私的利用の範囲に該当する場合。

*申請不要の場合でも、使用方法はこのマニュアルを守ってください。

3.使用者の制限により使用できない場合があります！

- ・以下のいずれかに該当する場合は、使用することができません。
 - ①県の品位を損なうおそれがある場合。
 - ②県産天然あゆのイメージを損なうおそれがある場合
 - ③法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
 - ④特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。
 - ⑤特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用を認められる場合。
 - ⑥暴力団又は暴力団に関与する者が利用する場合。
 - ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う者が利用する場合。
 - ⑧特定商取引に関する法律に規定する連鎖販売取引を行う者が利用する場合。
 - ⑨ロゴの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合。
 - ⑩その他、公益上の観点又は商標権・著作権管理上等の観点から不相当であると認められる場合。